

令和4年第10回臨時会

# 新十津川町議会臨時会会議録

令和4年11月28日 開会

令和4年11月28日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和4年第10回新十津川町議会臨時会

令和4年11月28日（月曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第12号 専決処分の報告について
- 第4 発議第5号 新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第5 議案第56号 新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第6 議案第57号 令和4年度新十津川町一般会計補正予算（第9号）

○出席議員（10名）

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	長島史和君
保健福祉課長	坂下佳則君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小松敬典君
建設課長	谷口秀樹君
教育委員会事務局長	鎌田章宏君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長

窪 田 謙 治 君

---

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまから、令和4年第10回新十津川町議会臨時会を開会いたします。  
ただいま出席している議員は、10名であります。  
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、3番、進藤久美子君。4番、鈴木康裕君。両名を指名いたします。
- 

◎会期の決定

- 議長（笹木正文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。
- 

◎報告第12号の上程、説明、質疑

- 議長（笹木正文君） 日程第3、報告第12号、専決処分の報告についてを議題といたします。  
内容の報告及び説明を求めます。  
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

- 町長（熊田義信君） おはようございます。ただいま上程いただきました報告第12号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をする。

3ページをお開き願います。

専決第4号。専決処分書。

議決された契約金額の10分の1以内の額を増額することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決月日、令和4年11月21日でございます。

内容を申し上げます。

1、契約の目的、新十津川駅跡地整備事業公園整備工事。

2、議決年月日及び議案番号、令和4年6月10日議案第37号。

3、契約金額の変更内容、変更前の額6,248万円、変更後の額6,453万7千円、増減額205万7千円の増。

4、変更の理由、路盤材等に使用する資材の変更、播種工実施箇所の表土置換の実施、植栽数量の変更、芝生広場盛土工数量の変更及び運搬処理等において概数としていた数量の確定による請負額の変更のためでございます。

以上、内容の報告を申し上げますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の報告及び説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） 4番の変更の理由の中で、路盤材等の変更ということがあるのですが、これらの施工の方法だとか路盤材だとか、これは最初から分かっていた、突然何かが降って湧いたように出てきて変更ということになったのか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） それでは、9番議員のご質問にお答えしたいと思います。

変更理由の中の路盤材に使用する資材の変更ということで、これこういうふうに表示しているんですけども、具体的に申し上げますと、こちらの公園工事の園路だとか砂利を使う部分において、当初設計は再生骨材といってコンクリートを砕いたものをまず最初に設計としてみなさいよと。それで実際ですね、管内の需給の状況を調査したところ、いろいろ何社か供給してくれる会社があるんですけども、そちらの方から、この工事に対して納入することができないというような旨の申し出がありまして、そういったことを鑑みまして新材に変更するというような手続きで行ったものでございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 一点お伺いいたします。変更の理由から、今ほど長名議員からも質問ございましたが、播種工実施箇所の表土置換の実施とあります。これは変更ではなくて新たに出てきた工事かと思っておりますので、実施が必要となった理由について再度お伺いしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） 今回、この設計変更を4回ほど設計変更を行っております。それで、数量全部すべて確定したということで総括設計変更ということで契約変更したところでございます。今ほどの7番議員のご質問ですけれども、播種工実施箇所の表土の置換の実施ということでございますが、こちらは何て言いましょうか、自然の状態、JR駅

跡地なんですけれども、そこを表土を10センチほどすき取る設計で見えておりましたが、5センチほどで良くなったというようなことで、その厚さが変わったということで変更となったものでございます。

それと、播種工というのは種を撒くという意味なんですけれども、ここの土質試験を行った結果、植生に適してないと。砂利がたくさんあって植生に適してないということで、その部分の土砂と一緒に種を吹き付けるっていう方法に変更したというようなことでございます。以上でございます。よろしいでしょうか。

○議長（笹木正文君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第12号、専決処分報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、発議第5号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

7番、西内陽美君。

〔7番 西内陽美君登壇〕

○7番（西内陽美君） おはようございます。議長からご指示をいただきましたので、発議第5号についての提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条の規定により提出するものでございます。提出者と賛成者は、記載のとおりでございます。

次ページをお開きいただきたいと思います。

発議第5号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について。

提案理由でございます。

令和4年8月の人事院勧告に鑑み、町議会議員の期末手当に関し所要の改定を行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

続いて、内容を説明いたします。

議案とともに新旧対照表がお手元に配付されておりますので、そちらも併せてご覧いただきたいと思っております。

新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

第1条、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改めるものでございます。  
附則です。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

新十津川町議会議員の期末手当につきましては、本年4月28日開催の第4回臨時会で、人事院勧告による支給月数より0.1か月分少ない状況としていたものを、議員のなり手不足対策等の観点から、来期の改選に向けて人事院勧告に準ずるべく、議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正し、人事院勧告と同率としたところでございます。

令和4年8月の人事院勧告に鑑み、令和4年度の町議会議員の期末手当を年間4.30月から4.40月に引き上げ、令和4年12月に支給される期末手当の率を2.25月に、令和5年度以降に支給される6月及び12月の期末手当の率を2.20月に改定するというものでございます。

以上で、発議第5号について、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第56号、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第56号、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

裏面をお開き願います。

提案理由でございます。

令和4年8月の人事院勧告に鑑み、町長、副町長及び教育長並びに職員の給与等に関し所要の改定を行うため、これらの条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては総務課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願ひします。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） 改めましておはようございます。ただいま上程いただきました議案第56号、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について内容のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、大きく2点の改正となります。

一点目が、令和4年8月の人事院勧告に準拠し、給与等について所要の改正を行いたいとするもの。

二点目が、特別職の一時金支給率が一般職員と異なっておりますので、令和5年6月期の支給分から、これを同じ支給率にしたいとする改正となります。

はじめに、人事院勧告に係る概要でございますが、一つ目が民間給与との格差0.2パーセントを埋めるための給料表の水準引き上げを行うもので、初任給及び若年層を中心とした引き上げとなっております。

二つ目が、民間ボーナスとボーナスの支給割合との均衡を図るため、一時金である勤勉手当の支給月数を0.10か月分引き上げることとなっております。

特別職の一時金支給率の改正につきましては、平成19年度の人事院勧告において、一時金の支給率を0.05か月分引き上げる旨の勧告がなされましたが、当時は、本町が行財政改革を推し進めていた時期であったことから、一時金の支給率引き上げを一般職の職員のみとして特別職の引き上げを見送った経過がございます。

集中的な行財政改革は、平成24年度をもって終了といたしましたが、その後もこの引き上げ未実施分につきましては改定を行わず、人事院勧告に沿った支給率の改定に限って進めてきたところであります。

以降、現在の本町の財政状況を概観してみますと、町民の皆さんのご理解とご協力によって進められた行財政改革の効果が今なお継続して見て取れる状況にあることに加えまして、この10年ほど行政区の自治会館の改築、新庁舎の建設、各種公共施設の整備といった大型の事業に取り組んでまいりましたが、計画的な基金の活用や有利な財政支援制度の選択などによりまして、当面は集中的な行財政改革に臨む必要性が低い状況にあると考えられることから、本年度を区切りとして、一時金支給率の改定を行いたいとするものでございます。

それでは、改正条文の説明を申し上げます。お手元に配付しております新旧対照表も併せてご参照いただきますようお願いをいたします。

新旧対照表 1 ページをご覧ください。

一部改正条例第 1 条関係、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正。

第13条の 4、勤勉手当でございます。

第 2 項第 1 号は、再任用職員以外のものの勤勉手当支給割合についての規定で、支給割合100分の95を今年度の勧告に沿いまして0.1か月分引き上げ、100分の105に改正にしたいとするものです。

第 2 号は、再任用職員の勤勉手当支給割合についてでございまして、今年度の勧告に沿いまして支給割合を0.05か月分引き上げまして、支給割合を100分の50に改正したいとするものです。

次に、一度議案にお戻りいただきまして、第 1 条の後段の方に別表第 1 及び別表第 2 がございます。

この改正でございますが、これは行政職給料表、医療職給料表の改正でございまして、議案 7 ページから15ページがこれになります。

新旧対照表につきましては、5 ページ以降が新旧の給料表となっておりますので、ご参照いただければと思います。

今回の改正におきましても、若年層に重点を置いた改正がなされておりました、高卒者の初任給で4,000円の引き上げ、大卒程度の初任給で3,000円の引き上げとなっており、行政職における平均改定率は0.3パーセントとなっております。

それでは、新旧対照表 1 ページに再度お戻りいただきまして、一部改正条例第 2 条関係、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正。

第13条の 4、勤勉手当でございます。

第 2 項の改正につきましては、令和 5 年 4 月以降の勤勉手当の支給割合を定めるもので、先ほどの一部改正条例第 1 条の改正案を更に改正し、平年の支給割合に改正するという内容になります。

2 ページをお開き願います。

第 1 号は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係るもので、今年度の勧告に沿って引き上げた支給割合を0.05か月引き下げ、6 月、12月の支給割合を100分の100に改正するもの。

第 2 号は、定年前再任用短時間勤務職員に係るもので、支給割合を0.025か月引き下げ、6 月、12月とも100分の47.5に改正にしたいとするものです。

次に、一部改正条例第 3 条関係、新十津川町長等の給与および旅費に関する条例の一部改正で、第 5 条、期末手当でございます。

第 2 項は、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を100分の10引き上げ、100分の212.5を100分の222.5に改正にしたいとする内容でございます。

次に、一部改正条例第 4 条関係、新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正で、第 5 条の期末手当でございます。

第 2 項の改正は、令和 5 年 4 月 1 日以降の期末手当の支給割合を定めるもので、一部改正条例第 3 条で改正しました支給割合を引き下げ、定年の一時金の支給割合を定める内容となりますが、冒頭にご説明しましたように、平成19年度の理事者一時金の引き上げ見送り以後、留保したままとなっている0.05か月分の引き上げを併せて実施いたしたく、現行

の支給割合からの引き下げ幅を100分の2.5とすることで、国家公務員に準拠する一般職職員の支給率と同率に改定するものです。

これによりまして、理事者の年間の一時金支給割合は4.4か月となります。

次に、議案をご覧くださいまして、附則でございます。

第1項、第2項、施行期日等で第1項、この条例は公布の日から、第2条及び第4条の規定については、令和5年4月1日から施行したいとするものです。

第2項は、第1条の別表に係る規程及び附則第4項の規定について、令和4年4月1日に遡り適用したいとするものでございます。

第3項は、改正前の条例により支給された給与は、改正後の給与条例による給与の内払いとみなすことについて定めております。

第4項は、会計年度任用職員の給与については、給料表の改定に関わらず、令和5年3月31日までの間は改正前の給料表を適用する旨を定めるものでございます。

第5項は、規則委任に係る規定となります。

最後に、今回の給料表の改定、期末勤勉手当の支給割合の改正によりまして、職員に追加支給される額でございますが、理事者、一般職職員分合わせまして、全体で約420万円で、1人当たりの平均では約4万2,000円という見込みとなっております。

これらの改正に伴い必要となる財政措置につきましては、令和3年度の人事院勧告の一時金支給率引き下げが今年度の実施となったことから、引き下げに伴う削減分が今年度予算の未執行見込額として計上されていると、また、予算編成後に希望退職があり、人件費に執行残が見込まれることなどから、これらを振り替えて措置することとしてございます。

以上、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第56号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給

与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第57号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第9号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第57号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第9号。

令和4年度新十津川町一般会計補正予算第9号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,245万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億7,032万6千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第57号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第9号につきまして、内容をご説明申し上げます。

24ページ、25ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。

総括、歳入。

16款、道支出金。補正額2,704万8千円。これは、農業水路等長寿命化防災・減災事業補助金でございます。計5億5,976万9千円。

20款、繰越金。補正額1,540万2千円。これは、繰越金を財源充当するものでございます。計4,651万5千円。

歳入合計、補正額4,245万円、計75億7,032万6千円。

次、歳出でございます。

6款、農林水産業費。補正額3,850万円、計6億3,409万4千円。財源内訳、特定財源、国道支出金2,415万円、一般財源1,435万円。

8款、土木費。補正額395万円、計8億7,125万1千円。財源内訳は特定財源、国道支出金289万8千円、一般財源105万2千円。

歳出合計、補正額4,245万円、計75億7,032万6千円。財源内訳、特定財源、国道支出金で2,704万8千円、一般財源1,540万2千円でございます。

次に、歳出の内容をご説明申し上げます。30ページ、31ページをお開き願います。

6款1項4目農地費。補正額3,850万円、計1億1,984万6千円。財源内訳、特定財源、国道支出金2,415万円、一般財源1,435万円。内容を申し上げます。事業番号2番、基幹水利施設管理事業（新十津川地区・徳富地区）3,850万円。これは、新十津川ダム取水塔の支柱1本に亀裂及びその支柱を支える基礎コンクリートにひび割れが発生したものでございまして、来年、農業用水を安定供給させるためには、今年度中に当該施設の補修工事を行う必要があることから、これに係る経費を補正計上したいとするものでございます。

次に、32ページ、33ページをお開き願います。

8款3項1目河川総務費。補正額395万円、計4,072万1千円。財源内訳、特定財源、国道支出金289万8千円、一般財源105万2千円。内容を申し上げます。事業番号2番、河川維持管理事業395万円。これは、学園1号排水路改修工事の発注に当たり、砂利、コンクリート製品等の高騰によって予算が不足することが見込まれるため、不足分を増額補正計上するものでございます。

以上、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第57号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第9号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了をいたしました。

会議を閉じます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和4年第10回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午前10時35分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員